

美濃市乗り合わせタクシー運行計画（案）

■ 経緯

「美濃市第 5 次総合計画」では、「市民が創る キラリと光る オンリーワンのまち」を基本理念に、市の将来像を「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」として、市民のだれもが「安全で安心な生活ができ、幸せに暮らせること」を掲げています。鉄道、バスにタクシーを加えた公共交通機関が本市の将来像を支える生活基盤として整備され、誰もが利用しやすく、持続可能で環境にもやさしい交通手段を確保することで、子どもから高齢者まで全ての人が自由で安全に移動でき、交流が容易で暮らしやすく、創造的・文化的な社会であるコ・モビリティ社会の構築を推進することを目指しております。

本市では、コミュニティバス「わっちも乗ろ Car」、路線バスの廃止代替路線である「牧谷線」、社会実験として「市街地循環バス」を運行し、市民の日常生活における移動手段を確保してきました。また、民間の路線バス、高速バス、長良川鉄道が隣接都市等とのアクセス手段として確保されており、バス交通をはじめとする公共交通機関が整備されています。

平成 15 年度から運行している「わっちも乗ろ Car」では、高齢者など交通弱者の移動手段として、特に美濃病院や商業施設への移動手段として、きめ細かな運行を行ない利用実績や要望などを踏まえ、新規路線の運行、運賃の引き下げ、経路の延伸、停留所の増設など、利用者の利便性向上に努めてきました。

しかし、少子高齢化、人口減少など社会情勢の変化、自家用車利用の依存度の高まりにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が非常に厳しい状況にあります。その一方で、高齢者をはじめ自家用車などの移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で非常に重要な役割を担っています。

このため、市では市民懇談会を開催し、美濃市における公共交通の現状と、より効率的効果的な公共交通としての可能性を持つデマンド型交通システムの提案を行うことで、「現行バス交通は便数や運行時間が不便である。」「現在は公費がかかり過ぎている。もっと効率的な運行ができないのか。」「通学・通勤者、特に高校生の通学手段は確保しなければならない。」といった意見を聴取しました。

これらの意見を踏まえ平成 24 年 11 月より、下牧・上牧地区、洲原地区、美濃地区及び美濃インター周辺地区において乗り合わせタクシー試験運行を実施しました。また、利用者満足度の高さや利用者数の増加傾向及び、大矢田・藍見地区、中有知地区からの多数の早期運行要望を受け平成 25 年 4 月より、予約運行型交通が市内全域において効率的効果的な運行が可能であるか、また、他の公共交通機関との乗り継ぎによる連携で利便性の向上などを測定するため、運行地区を市内全域に拡大し試験運行を実施しております。

試験運行の結果、利用者数が以前のコミュニティバスに比べ増加しており、運行当初より市民（特に高齢者）の移動手段として定着していること、また、利用者の満足度が非常に高いことから乗り合わせタクシーが当市に合致しているといえるため、この運行計画（案）を策定しました。

■ 目的

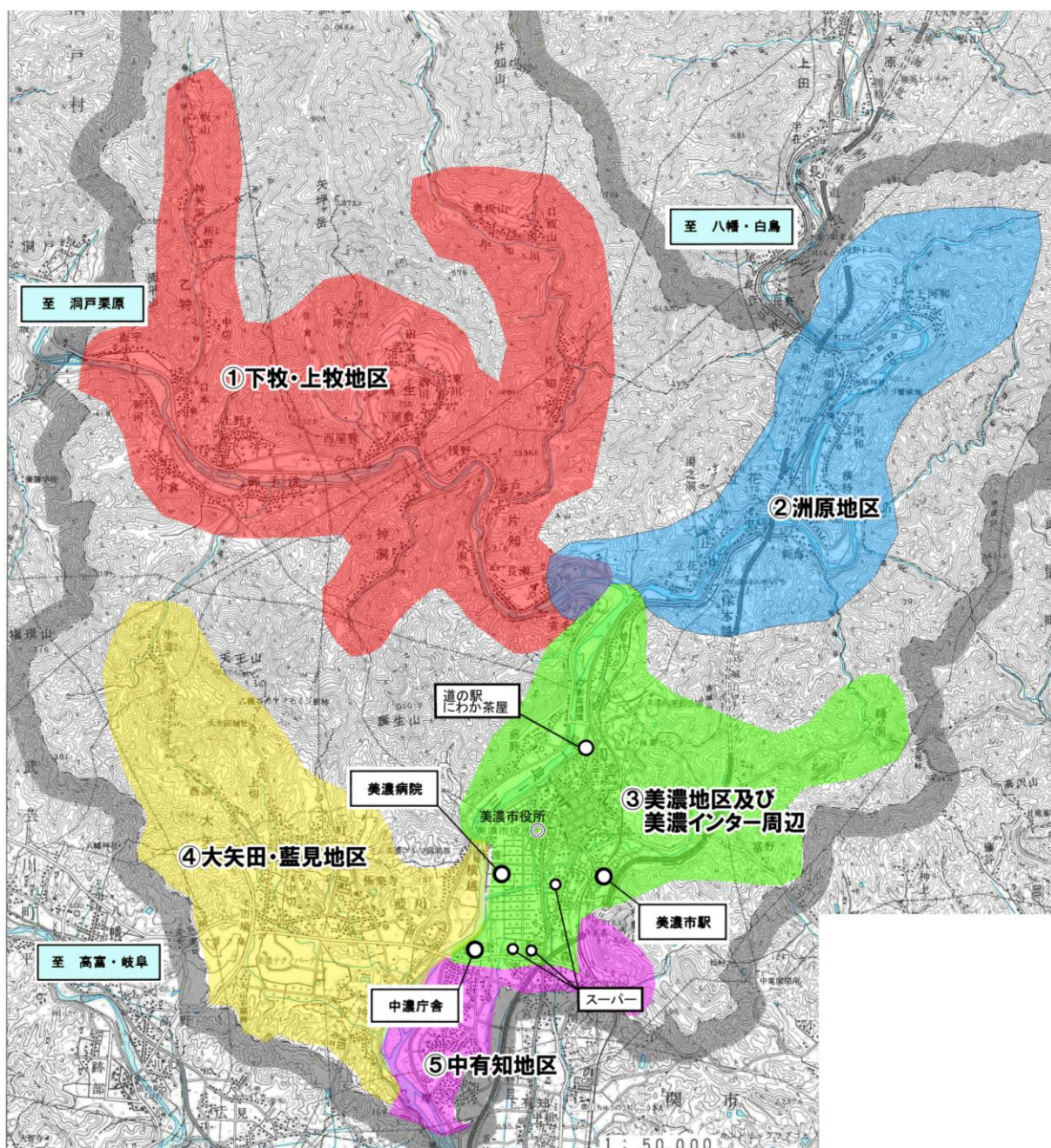
乗り合わせタクシーを運行することで、日常生活に不可欠である買物・通院・通学・通勤が快適にでき、子どもから高齢者まで全ての住民が安全で安心して移動できる交通手段を確保し、また、岐阜バス各路線、長良川鉄道など都市間交通との乗り継ぎが可能な運行を行うことで利便性を高め、地域社会の基となる公共交通機関の整備・充実を図り、地域社会への参画を支援する。

■ 運行区域

市内全域とし、料金区域を以下の5地区とする。

- ①下牧・上牧地区 ②洲原地区 ③美濃地区及び美濃インター周辺地区
- ④大矢田・藍見地区 ⑤中有知地区

各地区内での移動と、各地区から「③美濃地区及び美濃インター周辺地区」の間の移動を一乗車とする。



■ 事業主体

美濃市

■ 運行主体（第4条認可）

予約管理等も含めて、運行委託契約を締結する運行事業者（市内タクシー事業者）が行う。

市内タクシー事業者：美濃タクシー株式会社、久愛商事有限会社（はとタクシー）

■ 運行計画

1. 運行開始日

平成25年10月1日から。

2. 利用できる人

誰でも利用可能。（市内外在住を問わない。）利用者登録は不要とする。

3. 運行時間

毎日運行。午前8時00分から午後6時00分までとする。

4. 停留所

乗降場所は既存停留所（試験運行で使用の停留所）及び、自治会の要望に配慮した停留所を乗降場所とする。また、今後の停留所については、利用促進を図るため利用状況を調査し、自治会、利用者、事業者と協議を行い設置指標の創設を検討するものとする。

5. 運賃

一乗車 一人300円、高校生以下及び65歳以上高齢者は100円、乳幼児（未就学児）は無料とする。

障がい者とその介助者（1人）は100円とする。

乗車時に現金もしくは乗車回数券で支払うものとする。

乗車回数券は100円券11枚綴り1,000円を発行する。

6. 予約方法

電話により利用の30分前まで（午前8時～午前8時30分の利用については前日午後5時30分まで）に予約センターに、「乗りたい時刻（降りたい時刻）」「乗りたい停留所」、「降りたい停留所」、「乗る人数」を伝える。予約センターでは運行システムにより希望にあった車両を選定し、予約者に対して乗車時間及び到着予想時間を伝え、予約者の了承で予約を行う。

予約は1週間前まで受け付ける。

予約センターは運行委託事業者内に設置する。

7. 乗り合わせ

運行システムにより、乗り合わせになる配車計画を作成し、合理的な配車を可能とする。

到着までの余裕時間は概ね25分とする。

8. 時刻表

設定しない。運行間隔は30分～60分間隔とする。

9. 運行車両

美濃タクシー株式会社及び、久愛商事有限会社の車両を使用する。

配車配分については両社の協議とする。

9人乗り（運転手を除く）のワゴン型と4人乗り（運転手を除く）のセダン型タクシー車両の併用とし、マグネットステッカーなどによる表示で一般タクシーとの違いを明確にする。

また、車両は運行システムに連携した端末を整備することで、予約センターとの連携を行う。

■ コミュニティバス「わっちも乗ろCar」について

乗り合わせタクシーの本格運行の実施に伴い、平成25年4月1日より休止している美濃市コミュニティバス「わっちも乗ろCar」大矢田・藍見線及び、中有知線を廃止とする。

